

■建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請の手数料※1

1. 住宅

【性能基準】

延べ面積(㎡)		認定 手数料(円)		変更認定 手数料(円)	
		適合証添付しない	適合証添付する	適合証添付しない	適合証添付する
戸建	200未満	34,000	4,700	19,000	4,700
	200 ～	38,000	4,700	21,000	4,700
共同	300未満	69,000	9,300	39,000	9,300
	300 ～ 2,000未満	110,000	20,000	67,000	20,000
	2,000 ～ 5,000未満	200,000	45,000	120,000	45,000
※2	5,000 ～	280,000	80,000	180,000	80,000

2. 非住宅

【モデル建物法】

延べ面積(㎡)		認定 手数料(円)		変更認定 手数料(円)	
		適合証添付しない	適合証添付する	適合証添付しない	適合証添付する
～	300未満	87,000	9,300	48,000	9,300
300	～ 1,000未満	110,000	16,000	63,000	16,000
1,000	～ 2,000未満	150,000	27,000	86,000	27,000
2,000	～ 5,000未満	240,000	80,000	160,000	80,000
5,000	～ 10,000未満	310,000	130,000	220,000	130,000
10,000	～ 25,000未満	370,000	160,000	260,000	160,000
25,000	～	430,000	200,000	320,000	200,000

【標準入力法】

延べ面積(㎡)		認定 手数料(円)		変更認定 手数料(円)	
		適合証添付しない	適合証添付する	適合証添付しない	適合証添付する
～	300未満	230,000	9,300	120,000	9,300
300	～ 1,000未満	280,000	16,000	150,000	16,000
1,000	～ 2,000未満	370,000	27,000	200,000	27,000
2,000	～ 5,000未満	520,000	80,000	300,000	80,000
5,000	～ 10,000未満	640,000	130,000	390,000	130,000
10,000	～ 25,000未満	760,000	160,000	460,000	160,000
25,000	～	870,000	200,000	530,000	200,000

3. 複合建築物の場合

上記、住宅に定める金額と非住宅に定める金額を合計した金額とする。

(詳細については、建築住宅課までお問合せください。)

4. 認定申請に併せて、建築基準関係規定の適合審査を申し出る場合

上記の金額に、建築確認申請に係る手数料相当額を加えた金額とする。

※1 複数建築物の認定を申請する際の手数料は、棟ごとに算出した手数料を合算した金額とする。

※2 共同住宅の共用部分を評価しない方法を用いる場合の手数料は、

共用部分を除いた床面積に基づき算出した金額とする。